

## さんかく条例改正へのパブリックコメント・ワークショップ等での意見及び市の対応について

No.	意見要旨	市の考え方及び対応
さんかく条例に多様な性を盛り込むことについて		
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な性について、男女共同参画の条例に入れる(異なる課題について、一つの条例に盛り込む)のは無理があるのでは。</li> <li>パートナーシップ制度など具体的な取組を盛り込んだ別の条例を作るべきでは。</li> <li>性的マイノリティの方への人権侵害等については、条文を別立てにするべきではないか。</li> </ul>	<p>さんかく条例は、「性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝くまちづくり」を目的としており、今回の改正では性別の考え方に、性自認や性的指向等の考え方を盛り込み、従来の男女に二分された性別の考え方を広げることで理解の促進を図りながら、男女共同参画社会の実現を図るものです。パートナーシップ制度等、今後の具体的な施策については当事者を含め市民の方々のご意見を伺いながら検討を進めます。</p>
2	<p>◎性別、性自認、性的指向等の文言について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の条例に多様な性についての考え方を盛り込むというよりは、並列の表現になっており、男女共同参画の内容が薄くなっているように感じられると同時に、結局どちらも中途半端な印象になっている。</li> <li>「性自認・性的指向」という言葉をことさら使う必要があるのか。「性の多様性」でよいのでは。条文としてすっきりしていない。</li> <li>「性別」には「性別、性自認、性的指向等」も入っていると、定義すればよいのではないか。</li> </ul>	<p>「性別」「性別等」についての定義を追加し、以下の各条文を「性別等」を用いて修正します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文、(目的)、(基本理念)第3条 第1号・第4号、(市の責務)第4条 第1項、(事業者の責務)第6条 第1項、(教育の責務)第7条 第1項、(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)第8条 第1号</li> </ul>
3	<p>◎条例名について</p> <p>条例名を変更することで、かえって男女共同参画に加え、別の要素があることがわかりやすくなるのでは。たとえば、「男女平等及び多様性を尊重する社会を形成する条例」と変更してはどうか。</p>	<p>性別による役割分担意識の解消や女性の活躍など、男女共同参画の実現がまだまだ十分とは言えないこと、「性別にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝くまちづくり」という「さんかく条例」の目的は変わらないこと等から条例名はこのままとします。</p>
4	<p>◎前文について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従来からの男女共同参画の課題と、性的マイノリティの方の課題を明確にし、それらの解決のための条例であるということをわかりやすく記載してほしい。(一文でまとめているのでわかりにくい)</li> </ul>	<p>今までの男女共同参画の課題に、顕在化している性的マイノリティへの課題・対応を加えた今回の条例改正の趣旨に当たる部分をよりわかりやすくするため、前文を修正します。</p>
5	<p>◎基本理念について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に特化した条例に性の多様性を入れると、男女共同参画社会の形成の促進についての部分がぼやけてしまうのでは。</li> </ul>	<p>依然として根強い男女格差や性別による固定的な役割分担意識等による課題に、より関わりの深い条文については、それらに重点を置いた表現にしています。</p> <p>(基本理念)第3条 第2号・第3号・第5号</p>
条例全体について		
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な施策のイメージがわきにくい。</li> <li>「推進体制の整備」とあるが、条例を基にした市の施策への評価、さらにそれに対して働きかけることができる体制等の強化(専門委員会の体制等)が必要ではないか。</li> </ul>	<p>具体的な施策については、条例に位置付けている基本計画(さんかくプラン)によって推進していくものと考えています。</p> <p>今後も行政評価の結果等を施策に十分活かしていけるよう取り組んでいきます。</p>

No.	意見要旨	市の考え方及び対応
<b>条文全体に係る表現（文言）について</b>		
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>“個”を尊重することが、あらゆる差別の解消につながる。「全ての人」という表現を“個”を強調する意味で、「個人」にしてはどうか。</li> </ul>	<p>個人の尊重はさんかく条例の趣旨であり、個人という意味で「人」という文言を用いているが、特に個人を強調したい条文については「個人として」という文言を加えた表現にしています。</p> <p>(基本理念)第3条  (1) 全ての人が～, 個人としての尊厳が重んぜられ, ～  (2) ～, 全ての人が個人としての能力を発揮する機会が確保され～</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>「性表現」という文言がないのはどうしてか。</li> </ul>	<p>「性表現」については、自分の性を服装や言動等によってどのように外部に表現するかで、どのような表現が男らしいか女らしいかは社会によっても異なり、社会的な性別と考えられます。</p> <p>条例では性別の考え方の一つとして「等」の中に含んでいるものと考え、文言としては明記はしていません。</p>
<b>各条文について</b>		
9	<p>(基本理念)第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「家族を構成する」家族は婚姻や血縁によるもの、という意味が強く、同空間で暮らす人達という意味で「家族を構成する人」の方がよいのでは。</li> </ul>	<p>「家庭」には、生活を共にする家族によって営まれる集り(人)、及び家族が生活する場所の意味もあります。</p> <p>家族観は多様化しており、家族を構成する形は婚姻関係や血縁関係だけとは限らず様々であることから、このままとします。</p>
10	<p>(基本理念)第3条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「すること」は断定されてしまうので、「しなければならぬ」と以前の表現に戻してほしい。</li> </ul>	<p>基本理念については、第3条を「次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。」とし、各項を各号に改正し、理念として体言止め(すること)としています。</p>
11	<p>(市の責務)第4条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「総合的に策定」ではなく元の「総合的な施策」にしてはどうか。</li> </ul>	<p>文言を整理した過程で今の表現に改正しました。意味は変わらないので、このままとします。</p>
12	<p>(自治組織の責務)第5条の2等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ「自治組織」を条例に入れたのか、理由がわからない。</li> <li>自治組織について、市民との違いは。</li> </ul>	<p>自治組織は、地域社会における自治の担い手の一つとして重要な役割を果す存在であること、また、会長等に女性が少なく、意思決定の過程に女性が参画できていない現状があること等から、今後さらに男女共同参画を推進していく必要があると考え改正案に加えることとしています。</p>
13	<p>(事業者の責務)第6条</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>違反した事業者に対して罰則が必要では。</li> </ul>	<p>努力義務としており、罰則は考えていません。</p>
14	<p>(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)第8条 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「性的な言動により」となっているが、各種暴力、虐待、いじめ等、対象とする範囲を広げてはどうか。</li> </ul>	<p>この条例では、様々な人権侵害の中で、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つとしてセクシャルハラスメントを対象としています。</p>
15	<p>(男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の禁止)第8条 第3号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「身体に対する不法な攻撃～」となっているが、「身体等に対する不法な攻撃であって生命又は身体並びに精神的、経済的、社会的に危害を及ぼす恐れのある行為」と変えるべきでは。</li> </ul>	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)の表現に準じています。</p>

No.	意見要旨	市の考え方及び対応
16	(調査研究)第10条 ・ジェンダー統計の必要性和活用を	条例でいう調査研究は、男女共同参画施策の策定に必要なものを指しており、個々の調査について条例に記載するものではないと考えています。
17	(調査研究)第10条 ・「市は、男女共同参画の形成を阻害している要因の調査分析及びその解消のための方策の研究その他の男女共同参画施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。」の、下線部の阻害要因の解消のための方策は、男女共同参画施策に含まれているのではないか。(市の責務 第4条 第1項で規定)	「その解消のための方策の研究その他の」を削除します。
18	(政策の立案及び決定における男女共同参画)第19条の2 ・「 <u>両立を支援する制度を活用できる環境づくり</u> 」では限定的な表現になるので、より取組の範囲を広げられる表現「 <u>両立を支援する環境づくり</u> 」としてはどうか。  (政策の立案及び決定における男女共同参画)第19条の2 ・表題と後段のWLBの内容とが符号していない。	表題を(本市における男女共同参画の推進)に変更、下線部分を削除します。
19	(政策の立案及び決定における男女共同参画)第19条の2 ・この条例の趣旨は理解できるが、能力開発という言葉が上手く理解できない。削除してもよいのでは。	岡山市の政策決定過程における男女共同参画をさらに推進するため、市役所の女性職員が個性と能力を十分に発揮し活躍できるための能力開発と考えています。
20	(災害対応)第19条の3 ・「 <u>努めるものとする</u> 」ではなく「 <u>実施する</u> 」にしてはどうか。	災害対応においては、様々に状況が変化する中での対応となることから、「努める」という表現としています。
21	(男女共同参画相談支援センター)第21条 ・市相談支援センターと配偶者暴力相談支援センターを分けたらどうか。	市相談支援センターについては、配偶者暴力相談支援センターとしての機能(『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』に規定するもの)を加え、それを含んだ機能を持つものと考えています。